

第 16 回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名 (木村委員)

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第 1、報告第 25 号「芦屋市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年育成課係長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越 野 委 員) この放課後児童クラブの申請をされる方は、もともと基本的に仕事をされる方がメインだと思うので、今までだとお忙しい中、市民税などの課税証明書を市役所に取りに来られることはとても大変だったと思いますので、こういう煩雑な手続が少しでも簡略化されるということは、本当に皆さん、喜ばれると思います。学校教育関係ではかにも減免の申請などの手続はあると思いますので、簡略化できるところはこれからも随時見直ししていただけたらと思います。

1 点教えていただきたいのですが、6 ページの申請書の減免になる場合、課税証明書は要らなくなるということですが、生活保護受給者証の写しはそのまま必要になるようですが、これも公簿で確認はできないもののでしょうか。

青少年育成課係長) 公簿で生活保護担当に照会することで確認をさせていただけるものですが、こちらは生活保護担当との調整が間に合いませんでしたので、来年度に向けて、また相談させていただきま

す。

この上にございます在職証明書も、従来は、自営業者の方には営業状況申立書を頂いていたのですが、保育所の在職証明書のコピーで流用を認めることにさせていただきまして、添付書類の削減であるとか、手続の簡略化を目指していきたいと思っておりますので、来年度に向けて、生活保護の担当とも打ち合わせを進めていきたいと考えております。

社会教育部長) 補足で、課税証明書等につきましては、証明手数料等が必要になるのですが、生活保護は全部無料交付ということもございまして、まずは証明手数料がかかるほうから整理をさせていただいたところで、これについても整理させていただきたいと考えております。

木村委員) これは、要は公簿で確認ができれば、いつでも省略ができる内容ですね。来年度に向けてより、例えば生活保護と調整がついたら、この書式自体、その時点で変えてしまったらいいわけですね。

青少年育成課係長) そのように検討いたします。ありがとうございます。

教 育 長) 自営業の方は、営業状況申立書でしたが、今度は在職証明書に変わったのですね。証明書は、自分から自分に出すということですか。

青少年育成課係長) おっしゃるとおりです。ただ、先ほども申しましたとおり、保育所の申込みでも頂いております。

教 育 長) 統一したのですか。

青少年育成課係長) 基本的にはご兄弟が保育所におられる世帯がかなり多くなっておりますので、保育所に兄弟の分を出しておられる方は、コ

ピーで結構ですとさせていただき、保育所の対応と統一したと
いうことでございます。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

それでは、報告第25号「芦屋市放課後児童クラブ条例施行
規則の一部を改正する規則の制定について」の報告を受けたも
のいたします。

教 育 長) 閉会宣言